公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年10月21日

四国地方整備局長　豊口　佳之

１　処分をした年月日　令和７年10月１日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ＴＯＴＯ四国販売株式会社　安東　和宏　香川県高松市国分寺町新居382―１　国土交通大臣許可（般特―03）第24994号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取り消し（建築工事業、大工工事業、屋根工事業、内装仕上工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年10月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第６条の２の規定に基づく権限のある当局の認定

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第６条の２第６項の規定に基づく申請があり、同条第１項の規定に基づく認定を行ったので、同条第12項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年10月21日

国税庁長官　江島　一彦

認定対象者　Houlihan Lokey, Inc.

本店所在地　10250 Constellation Blvd. 5th Fl. Los Angels, CA 90067 USA

認定日　令和７年10月１日

認定対象所得　配当所得

相手国の名称　アメリカ合衆国

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告